

項 目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 経済センサス-活動調査の変更について (1)調査事項の変更	ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し	●			【適当と整理】 (調査品目の変更について、具体例とあわせて検討過程を確認。「分類番号検索システム(仮称)」の導入等、報告者負担の軽減対策が講じられていること等から、基本的な方向性について了承) 【委員等からの主な意見】 ◆「分類番号検索システム(仮称)」の導入で分類番号の回答のしづらさはある程度解消されることを期待するが、分類番号ごとに「売上(収入)金額」を管理していないことも想定されるため、丁寧に対応いただきたい。
イ 財分野の生産物分類の把握	○ 財分野の調査品目について、これまでの日本標準産業分類を基にした調査品目から、生産物分類(令和6年3月18日総務省政策統括官(統計制度担当)決定)を基にした調査品目に見直し	●	●		【適当と整理】 (検討過程、従来の調査品目との接続、報告者の回答可能性などを確認。生産物分類の適用は供給・使用表の作成に資するものであり、基本的な方向性について了承) 【委員等からの主な意見(第1回部会)】 ◆生産物分類の導入は評価。分類に関して、統合、分割、組み換えを行った数、最終的な調査品目の数等、全体像を示してほしい。 ※第2回部会で調査実施者から調査品目に関する資料が提出され特段の意見なし。 ◆今回の変更事項に関して、ユーザーへの分かりやすい周知をお願いしたい。
ウ その他の調査事項の見直し	○ その他の調査事項の見直し ①旧特定サービス産業実態調査項目の廃止 ②「事業所調査票(建設業、サービス業)」における事業の業態の把握方法の見直し ③複数事業所企業用の全ての「事業所調査票」における管理・補助的業務に係る設問の追加 ④「この場所での事業所の開設時期」の把握区分の見直し ⑤店舗形態の把握区分の見直し ⑥「調査票(建設業、不動産業、物品賃貸業)」における物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高の把握の廃止 ⑦個人経営の複数事業所企業の支所事業所における「本所の正式名称・所在地等」の把握の廃止 ○「法人でない団体」について、産業特性事項の拡充の観点から、調査票を「産業共通調査票」から「産業別単独事業所調査票」に見直し	●	●		【適当と整理】 (調査事項の廃止による利活用面での支障、調査票の構成を見直すことによる報告者負担などについて確認。産業格付けの基準を整理する必要があるのではないかと意見があったものの、基本的な方向性について了承) 【委員等からの主な意見(第1回部会)】 ◆店舗形態の把握区分の見直しに関して、複合的な店舗形態となっている場合、報告者が回答に混乱する可能性があるため、何らかの措置が必要ではないか。 ◆「もっぱら管理・補助的業務を行っている」にチェック(回答)されているのに売上高も回答されている場合には、どのように産業格付の判断を行うのか。基準を明確にした上で、しっかり把握できる体制にしてほしい。 ◆以前、商業統計調査において業態分類を緻密に行っていたが、本調査では分類に必要な調査事項がなく、同様の対応は難しい。現行の調査事項でどのように分類を行うのかよく考えてほしい。 【委員等からの主な意見(第2回部会)】 (調査実施者から、管理・補助的業務に回答のある事業所を直ちに管理・補助的業務に格付けすることは想定しておらず、系統的にチェックをかけた上で人手審査を行い、必要に応じて報告者に確認した上で格付けを行う、との回答) ◆管理・補助的業務に係る活動の適切な把握を行うため、今回の調査を通じて、回答に矛盾が生じるケースや判断に迷うケースなど、情報を蓄積しておいてほしい。 ◆管理・補助的業務に関する情報は、今後の我が国の産業実態の把握、特にSUT推計に重要であり、次回調査に向けて、今回の調査の結果の検証ができないか。
(2)調査方法の変更	ア オンライン先行回答方式の導入等	●			【適当と整理】 (見直しによって期待される効果や報告者の理解増進に向けた取組などについて確認。オンライン先行方式の導入について了承) 【委員等からの主な意見】 ◆本調査に限定した話ではないが、複数の者が同時並行的に回答できる環境や、企業内部で閲覧できるexcel様式などをつける対応を将来的に検討してほしい。 ◆回答率の向上に向けてコンタクトセンターのサポート体制の充実等の対応をお願いしたい。また、調査票の内容が難しく、地方自治体において照会対応等に苦慮しているため、積極的な支援をお願いしたい。
イ 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し	○ 甲調査の調査票の配布、回収方法(調査員調査、直轄調査)の区分の見直し	●			【適当と整理】 (調査方法を変更する必要性について確認。売上高規模が大きい業種は従前から直轄調査に移行していることから、今回の変更も了承)

項 目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(2)調査方法の変更	ウ 報告方法の見直し ○ これまで経営主体ごとに分けて回答を求めている共同企業体の事業所について、一つの事業所として報告するよう、見直し	●	●		【適当と整理】 (変更に伴う影響等について確認。共同企業体の事業所に対する調査で事後的な検証の必要性があるのではないかとの指摘はあったものの、基本的な方向性について了承) 【委員等からの主な意見(第1回部会)】 ◆共同企業体は、非ネットワーク型産業だけではなくネットワーク型産業にも存在するということはないのか。共同企業体がどのような区分に該当するか、事後的に検証してほしい。 ※第2回部会で、調査実施者から、「この変更は、前回調査で判明した記入者負担の問題を改善するためのものであり、今回の調査において、調査上の混乱が生じないように可能な限り努めるとともに、実施状況について適切に把握していく」との回答があり、了承。
(3)集計事項の変更	ア 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計の見直し ○ 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を行う際、本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所(事業所)の売上高」とみなし、本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更	●			【適当と整理】 (変更に至った背景事情や利活用面への影響などについて確認。今回の変更については一定の合理性があるものとして了承)
	イ その他の集計事項の見直し ○ 各府省及び地方公共団体からの要望、利活用ニーズや過去の調査結果等を踏まえて集計事項を見直し	●			【適当と整理】 (利活用の観点からの検討経緯、変更に伴う支障などについて確認。関係府省や地方公共団体のニーズを踏まえた変更であるとして了承)
(4)公表時期の変更	○ 国、地方公共団体における利活用ニーズが高い「産業横断的集計(確報)」の公表時期を3か月前倒しし、他の産業別集計結果(製造業を除く)と合わせて令和10年3月に公表	●			【適当と整理】 (公表を後ろ倒しする集計区分に関する利活用面での影響や、公表を前倒しする集計区分の集計プロセスを確認。利用者の利便性の向上に資する変更であるとして了承)
2 個人企業経済調査における本調査との同時実施用調査票の変更について	○ 同時実施用の調査票(個人企業経済調査の調査票に本調査の調査事項を入れ込んだもの)において、複数事業所企業の支所に対し「本所の正式名称・所在地等」を問う調査事項を廃止	●			【適当と整理】 (1(1)ウで確認した調査事項の変更を適切に反映したものであり、適当と整理)
3 本調査に関する統計委員会諮問第140号の答申(令和2年6月25日付け統計委第9号)における「今後の課題」への対応状況について	○ 調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること	●			【適当と整理】 (支払利息等に関して、前回調査で把握しなかったことの影響は特になく、今回調査における把握のニーズもなかったことから、引き続き把握しないことで適当と整理)
4 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況	○ 令和8年経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。 ○ 次回(令和8年)経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	●			【適当と整理】 (第Ⅳ期基本計画における取組事項に対する調査実施者のこれまでの対応状況を確認し、適当と整理)
5 個人企業経済調査に関する統計委員会諮問第105号の答申(平成29年9月21日付け統計委第11号)における「今後の課題」への対応状況について	① 「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日)において示されている「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、調査事項を再検討すること。ただし、本調査が事業規模の小さな個人企業を対象としている特性を考慮し、新たな調査事項の追加等については、その記入可能性や報告者負担を把握した上で、慎重に検討する必要がある ② 本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。 ③ 本申請では、調査計画が全面的に見直されることも踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供する観点から慎重な審査・集計を行うため、公表時期を、調査の実施終了から9か月後として設定しているが、変更後の計画によるノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討すること。	●			【適当と整理】 (前回答申以降の調査実施者における一連の対応状況を確認し、適当と整理)

※部会日程

- 第1回(第128回サービス統計・企業統計部会)：令和7年4月7日(月)開催
第2回(第129回サービス統計・企業統計部会)：令和7年5月2日(金)開催
第3回(第130回サービス統計・企業統計部会)：令和7年5月21日(水)開催予定